## 令和3年度第1回 主要改正事項

章 節	現行	改正内容	改正理由
1章	洪水想定区域における円滑かつ迅速な措置		
P3	を確保するための措置	- 濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
2 章	県の水防組織		
P5	1水防本部(1)水防本部設置基準	・地震における水防本部設置基準を 震度4以上から震度5弱以上に変更	・これまでの運用実績や「火災・災害等即報要領」 の改正(H29.2.27;消防庁)により、国への 被害報告の基準が震度4から震度5弱に変更 されたことによる
6章	水位通報と観測所		
P155	水位観測所一覧表	・濁川、北須川、川上川における水位の設定	・新たに水位周知河川に指定したことによる水位
\$		及び変更	設定及び変更
P157			
7 章	洪水予報河川・水位周知河川 設定水位一覧		
P187		・濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
5			
P189			
8 章	水位周知		
P235		- 濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
~			
P240			
	水防警報		
P245		- 濁川、川上川の追加	・新たに水防警報河川に指定したことによる追加
5			
P268			
11 章	  陸上自衛隊の救援体制		- 今和元年度に第6時制造成が成正されまっした
P301		・協定書の変更	・令和元年度に第6特科連隊が廃止されたことに   伴い、令和2年3月25日に新たな協定を締結
5			し、昭和45年7月1日に締結した協定につい て廃止したため。
P305			